

大阪市を含む大阪府下における住宅確保要配慮者の範囲

① 法で定められた者

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後 3 年以内)
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者(妊婦がいる世帯も含む)

② 規則で定められた者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・保護観察対象者等
- ・刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等
- ・困難な問題を抱える女性
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災による被災者

③大阪府賃貸住宅供給促進計画で定める者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者